

## ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

	日本型CFCモデルチェックリスト	構成要素	チェック項目の解説	ルーブリック評価
<b>構成要素 1 子ども問題への参画の仕組みのチェック</b>				
		<b>構成要素 1 では、子どもの権利に関する恒久的な行政部局の調整・推進の仕組みについてチェックする。</b>		
1	<input type="checkbox"/> 行政活動全体にわたって、子どもの権利条約 12 条（子どもが意見を表す権利を持つこと）の原則が反映されるしくみを有しているか？	①子どもの権利条項を行政活動に反映する仕組み	市区町村においては、子どもが自由に意見を表明し、その意見を反映させるための仕組みの有無について問われている。例えば、総合計画におけるまちづくりの基本理念として、子どもの権利に関する保証がきちんと位置付けられているか、また、個別計画である、子ども子育て支援事業計画の中でも、上位計画と整合性を取りながら、子どもの権利条約12条を実行する事業が含まれているか等が挙げられる。	◎行政活動全体にわたって、子どもの権利条約 12 条(子どもが意見を表す権利を持つこと) の原則が反映されるしくみがある ○子どもが意見を表す権利を持つことについて行政活動や施策に関わる部局が理解し、より多くの場面で反映されるよう努力している △子どもが意見を表す権利を持つことについて行政活動や施策に関わる部局が知っており、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある
2	<input type="checkbox"/> 保護者はじめ市民一般に子どもの意見の尊重の啓発活動が推進されているか？	②保護者はじめ市民一般に対する啓発活動	市区町村において、保護者や市民一般に対する子どもの意見を尊重する啓発事業の実施の有無が問われている。啓発活動には、例えば、子どもの権利に関するポスター作品・広報紙・パンフレット等・出前講座・フォーラムの開催等の活動が考えられる。	◎市民一般に、子どもの意見の尊重が推進されている ○親に対して、子どもの意見の尊重について理解を深めるための活動が行われている △市民、特に親に対して子どもの意見の尊重について理解を深めるための、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある
3	<input type="checkbox"/> 子どもの意見の尊重、子ども主体目線は、福祉・教育はじめ子どもに関わる分野における職員研修に組み込まれているか？	③行政職員の研修	行政職員の研修において、子どもの意見尊重に関する研修が含まれているかが問われている。例えば、市区町村において策定している「職員研修計画」において、子ども行政、教育行政、その他の分野に携わる者や専門職を対象とした研修プログラムに子どもの社会参画に関する内容が盛り込まれているか等が挙げられる。	◎子どもの意見の尊重が福祉・教育・その他の分野における職員研修に組み込まれている ○子どもの意見の尊重が福祉・教育・その他の分野における職員研修の一部に組み込まれている △子どもの意見の尊重を職員研修に組み込むための、具体的な取り組みへの計画に着手する意向がある
4	<input type="checkbox"/> 行政施策において子どもに影響を与えるあらゆる事柄について、子どもたちは有意義にまた差別を受けることなく相談されることが図られているか？	④子どもが相談できる仕組み	児童・青少年に関わる行政施策において、子ども自身が学校生活（いじめ、非行、不登校、進路等）や日常生活（虐待、引きこもり、ネットトラブル）について、相談できる仕組みの有無が問われている。仕組みの具体例としては、子ども専用相談ダイヤルやスクールソーシャルワーカーの派遣、教育相談などの取組がある。	◎子どもたちは、自分たちに影響を与えるあらゆる事柄について、意味のある形でまた差別を受けることなく意見を聞かれている ○子どもたちは、自分たちに影響を与える事柄の一部について、意味のある形でまた差別を受けることなく意見を聞かれる機会が確保されている △子どもたちに対して、意見を聞くための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある
5	<input type="checkbox"/> 特定の属性がある子どもたち（障がい、虐待、少年司法など）を対象とする議論をする際に当該属性がある子どもたちの意見を聴いたり、参画の機会が持たれているか。	⑤特定の属性の子どもの意見を反映する仕組み	すべての子ども権利を守るためには、障がい、虐待、少年司法など特定の属性の子どもの意見を反映できる仕組みが必要である。これら支援が必要な子どもやその家族の早期発見、適切な支援を図るため、関係機関等の円滑な連携協力が求められる。具体的な意見反映の取組としては、子ども発達支援センターや子ども家庭支援センターなど支援の必要な子どもやその保護者を支援する活動を通じた子どもたちの意見の聴取や参画等が考えられる。	◎特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞いている ○特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞く機会を増やそうとしている △特別な問題に関しては、当事者である子どもの意見を聞くための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある
6	<input type="checkbox"/> 赤ちゃんや幼い子どもの視点が考慮されるようにするための体制は整っているか？	⑥乳幼児の視点を考慮する体制	まちづくりや行政活動を実施する際に乳幼児の視点が考慮されているか、実際には、行政の体制としてその保護者がまちづくりに参画できたり、安心して行政サービスを受けられたりする子育て支援体制を整えているかが問われている。例えば、妊娠中や3歳未満の子どもを持つ保護者を対象に、育児に対する不安感等を解消するため、身近な保育所（園）を「かかりつけの保育園」として利用する「マイ保育園事業」や、妊娠、出産から子育てまでを切れ目なく支援する「ネウボウ事業」等が挙げられる。	◎乳幼児の視点から彼らに関わる問題を検討する体制がとられている ○乳幼児の視点から彼らに関わる問題を検討する機会を増やそうとしている △乳幼児の視点から彼らに関わる問題を検討するための具体的な取り組みの計画に着手する意向がある
7	<input type="checkbox"/> 子どもたちには、自己に影響を与える行政上の手続において意見を聴かれる権利が認められているか？	⑦関連行政手続に子どもの意見を聴く仕組み	児童・青少年に関わる行政手続において、子どもが意見を聴いてもらう権利が認められているかが問われている。例えば、公共施設の運用ルール決め等に子どもが参画する機会が確保されていること等が挙げられる。加えて、子どもの参画機会の確保だけでなく、実際に子どもの意見が当該取り決めに反映されていることも求められていると考える。	◎子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続について意見を述べる事が出来る ○子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続への意見表明が可能なことを知っている（周知している） △子どもたちは自分たちに関わる行政上の手続への意見表明ができるように、具体的な取り組みの計画に着手する意向がある

## ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

日本型CFCモデルチェックリスト		構成要素	チェック項目の解説	ルーブリック評価
構成要素2 条例・規則等制定のチェック		構成要素2では、市区町村における条例等規則等ルールの策定状況をチェックする。		
1	<input type="checkbox"/> 国レベルの法律が地方自治のレベルでどのようなものがどのように子どもに影響を与えているか、検討がなされているか？	①国レベルの法律の地方自治体の対応	国の「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画の策定、「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく子どもの貧困対策に関する計画等、子どもに関する計画を策定しているか等が問われている。	◎ 法的枠組みについてよく検討している ○ 法的枠組みについて検討を始めようとしている △ 将来的に法的枠組みについて検討する意向はある
2	<input type="checkbox"/> 地方自治体は、その管理下にある条例等において子どもの人権が尊重されているか検証をしているか？	②条例等ルールの検証作業	市区町村において制定されている子どもに関する条例について、検証作業が実施されているかが問われている。例えば、条例を推進している計画の取り組みを通して評価を行うことや、学識者からの意見聴取、市民アンケートの実施等が想定される。	◎ 子どもの人権を尊重する条例があり、その条令には法的拘束力がある ○ 子どもの人権を尊重する条例について検討を始めようとしている △ 子どもの人権を尊重する条例について検討する意向はある
3	<input type="checkbox"/> これらの見直しにあたって第三者が参加したか？ また、子どもたちの相談および子どもたちの参加はあったか？	③検証作業への第三者や子どもの参画	子どもに関する条例等の検証・見直し作業において、行政だけでなく、市民（大人と子ども）、学識者等の第三者の参画が問われている。例えば子どもを対象とした既存のアンケート調査結果を活用するほか、アンケートから把握が難しい対象（児童養護施設、NPO等の学習支援団体）については、運営者へのヒアリングを行う等の第三者の参画が考えられる。	◎ 子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて子どもの相談や参画の仕組みがある ○ 子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて子どもの相談や参画の仕組みについて検討を始めようとしている △ 子どもの人権を尊重する法的枠組みの見直しについて子どもの相談や参画の仕組みについて検討する意向はある
4	<input type="checkbox"/> とりわけ、子どもたちに影響を及ぼす条例等には、子どもの権利条約の4つの一般原則が適切な形で反映されているか？ - いかなる理由による差別もなく、一人ひとりの子どもにすべての人権が認められていること（適切な差別禁止条例施行と、不利な立場に置かれた子どもたちを対象とする積極的差別是正措置） - 子どもに関わるすべての行動において子どもの最善の利益が第一義的に考慮されること - 生命ならびに最大限の生存・発達に対する権利 - 子どもの意見の尊重（子どもに影響を及ぼすいかなる行政上・司法上の手続において意見を聴かれる権利を含む）	④子どもの権利条約の4つの一般原則が適切な反映状況	市区町村において制定されている子どもの権利に関する条例等について、子どもの権利条約の4つの一般原則が適切に盛り込まれているかが問われている。例えば、条例等の構成として、各則の中で、「第○章 子どもにとって尊重されるべき権利」等として、権利条約の4つの一般原則の内容が条文として記載されているか、それに相当する項目の記載があること等が挙げられる。	◎ 法的枠組みにおいては子どもの権利条約の4つの一般原則が反映されている ○ 法的枠組みにおいては子どもの権利条約の4つの一般原則の反映について検討を始めようとしている △ 法的枠組みにおいては子どもの権利条約の4つの一般原則の反映について検討する意向はある
5	<input type="checkbox"/> 困難な状況に置かれた子どもたちを含む子どもたちが、権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続ができるようにするための見直しは行なわれたか？	⑤権利侵害に対する救済確保のための手続	子どもの権利に関する条例等の中には、権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続等、条文を見直すための仕組みが盛り込まれているかが問われている。例えば、当該市区町村の子ども権利条例の中に、「相談および救済の申し立て」等が条文として明文化されているか等がある。	◎ 特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続が確立している ○ 特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続が検討されている △ 特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続を検討する意向がある

# ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

	日本型CFCモデルチェックリスト	構成要素	チェック項目の解説	ルーブリック評価
<p>構成要素3 子どもにやさしいまちづくり戦略計画のチェック</p> <p>構成要素3では、市区町村が子どもに関する構想、基本計画（マスタープラン）や推進計画の策定状況及びその内容についてチェックする。</p>				
1	<p>□地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略（構想または計画や施策、以降「戦略」とする）を策定しているか？</p>	①戦略計画策定状況	<p>市区町村において策定している子どもに関連する計画が、子どもにやさしいまちづくりの要素を構成しているかが問われている。例えば、子ども・子育て支援事業計画等の中で、子どもの社会参画（子どもの意見にしっかりと耳を傾け、反映をさせる仕組み）や子どもの権利擁護等が盛り込まれており、かつ実効性がある計画となっているかが上げられる。</p>	<p>◎地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略（構想または計画や施策、以降「戦略」とする）を策定している</p> <p>○地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略について検討を始めようとしている</p> <p>△地方自治体は、子どもにやさしいまちづくりに焦点を当てた戦略について検討する意向はある</p>
2	<p>□その戦略の策定にあたり、子ども・若者、N G O、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議は行なわれたか？</p>	②戦略計画策定への参画状況	<p>上記計画作成に際して、子ども・若者、N G O、関連団体、子ども等の利害関係者が参画して幅広い協議が行われたかが問われている。例えば、計画策定委員会の中に子どもの利害関係に関係するものが参画しているか、また子ども当事者の意見が反映されているかが求められる。</p>	<p>◎戦略の策定にあたり、子ども・若者、N G O、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議が行われている</p> <p>○戦略の策定にあたり、子ども・若者、N G O、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議について検討を始めようとしている</p> <p>△戦略の策定にあたり、子ども・若者、N G O、子どもに関係する人々が参加できるようにするための、幅広い協議について検討する意向はある</p>
3	<p>□その戦略は子どもの権利条約全体を基盤としているか？すなわち、経済・社会・文化面、および政治面で子ども自身に影響を与えること一市民として権利が保障されているか？</p>	③戦略計画の内容（子どもの権利条約の踏襲）	<p>上記計画には、前提として、子どもの権利条約全体を位置付けているかが問われている。具体的には、①生きる権利（すべての子どもの命が守られること）、②育つ権利（もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること）、③守られる権利（暴力や搾取、有害な労働などから守られること）、④参加する権利（自由に意見を表したり、団体を作ったりできること）が計画の中に盛り込まれているかが挙げられる。</p>	<p>◎戦略は子どもの権利条約全体を基盤としている</p> <p>○戦略は子どもの権利条約全体を基盤とするための検討を始めようとしている</p> <p>△戦略は子どもの権利条約全体を基盤とするための検討をする意向はある</p>
4	<p>□その戦略は、社会的に排除されたり、隅に追いやられた子どもたちに特別に注意を払いつつ、自治体のすべての子どもを対象としているか？</p>	④戦略計画の対象（すべての子どもが対象）	<p>上記計画は、貧困や虐待、障がい等、子どもを取り巻く特別な状況に注意を払いつつ、市区町村がすべての子どもを対象として施策や事業を実施しているかが問われている。</p>	<p>◎戦略は、社会的に排除されたり、隅に追いやられた子どもたちに特別に注意を払いつつ、自治体のすべての子どもを対象としている</p> <p>○戦略は、社会的に排除されたり、隅に追いやられた子どもたちに特別に注意を払いつつ、自治体のすべての子どもを対象とするよう検討を始めようとしている</p> <p>△戦略は、社会的に排除されたり、隅に追いやられた子どもたちに特別に注意を払いつつ、自治体のすべての子どもを対象とするための検討の意向はある</p>
5	<p>□その戦略はその策定過程において、重要な施策として位置付けがなされているか？たとえば、計画は市長や地方議会によって推進されているか？</p>	⑤戦略計画の策定過程（市長、議会による推進）	<p>上記計画が、その策定過程において、市区町村の重要な施策として位置付けられ、全庁的に推進がされているかが問われている。例えば、首長や管理職級が集まる庁議などの場で議論がなされているか、計画の策定、進捗は議会に報告しているか等が挙げられる。</p>	<p>◎特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続が確立している</p> <p>○特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続が検討されている</p> <p>△特別な支援と配慮が必要な子どもたちの権利侵害に対する救済を確保するための助言・権利擁護・苦情申立て手続を検討する意向がある</p>
6	<p>□地方公共団体の基本構想・基本計画には子どもの権利保障に関する要素が含まれているか、また、その戦略は基本構想・基本計画と整合性が図られているか？</p>	⑥戦略計画の位置づけ（基本構想・基本計画への位置付け）	<p>総合計画や基本構想は、子どもの権利保障に関する要素を盛り込んで策定されているかが問われており、下位計画である個別計画は、市区町村の基本構想・総合計画等との整合性が図られているかが問われている。</p>	<p>◎戦略は、地方公共団体の基本構想・基本計画と整合性が図られている</p> <p>○戦略は、地方公共団体の基本構想・基本計画と整合性をはかるための検討を始めようとしている</p> <p>△戦略は、地方公共団体の基本構想・基本計画と整合性をはかるための検討をする意向はある</p>
7	<p>□戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれているか？</p>	⑦戦略策定の構成（優先課題と目標達成期限を記載）	<p>上記計画には、地域の実情に応じた、子どもたちの生活に関連する、具体的な重点課題と課題に対する施策、数値目標等が含まれているかが問われている。</p>	<p>◎戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれている</p> <p>○戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれるよう検討を始めようとしている</p> <p>△戦略には、自治体の子どもたちの生活に関連する、具体的な優先課題と期限付き目標が含まれるよう検討をする意向はある</p>
8	<p>□戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられているか？</p>	⑧戦略計画の構成（目標設定、見直し等の規定）	<p>上記計画には、達成する適切な目標が設定され、評価の実施及び計画の見直し等のプロセスが記載されているかが問われている。例えば、各年度の事業の達成度を測る数値目標や、P D C A サイクル等の評価の仕組みが盛り込まれているか等が挙げられる。</p>	<p>◎戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられている</p> <p>○戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられるよう検討を始めようとしている</p> <p>△戦略には、適切な目標設定、評価・影響及び見直し等のプロセスが掲げられるよう検討をする意向はある</p>
9	<p>□戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子どもたち自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らされているか？</p>	⑨戦略計画の周知	<p>上記計画の策定過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子どもたち自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して周知活動を行っているか問われている。具体的には、策定過程でのパブリックコメントや審議の傍聴等がある。</p>	<p>◎戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子どもたち自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らされている</p> <p>○戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子どもたち自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らせるための検討を始めようとしている</p> <p>△戦略の作成過程および戦略そのものは多岐にわたる地方行政制度全体を通じて、また子どもたち自身とその家族およびコミュニティ、子どもに関わるすべての人々に対して十分に知らせるための検討をする意向はある</p>

## ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

	日本型CFCモデルチェックリスト	構成要素	チェック項目の解説	ルーブリック評価
構成要素4 推進体制のチェック <span style="float: right;">構成要素4では、子ども施策推進部署の実施体制の実効性についてチェックする。</span>				
1	<input type="checkbox"/> 地方自治体内には、次のことを担当する部局ないし調整機構がはっきりわかる形式で存在するか？ - 子どもにやさしいまちの推進 - 子どもに影響を及ぼす政策の調整 - 子ども戦略の企画およびフォローアップ	① 推進体制（調整機能の有無）	子ども施策に対して、事業の推進部署、調整担当部署、計画策定とフォローアップを行う部署がそれぞれ所管が明らかになっているかが問われている。例えば、市区町村における組織条例や規則等の中で、子どもにやさしいまちづくりを担当する部署が明文化されているか等が挙げられる。なお、推進・調整・策定・フォローアップの複数の部署で担当しても、すべてを一部署で行ってもよいと考えられる。	◎ 子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署がある ○ 子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署の設置の検討を始めようとしている △ 子どもにやさしいまちの推進、子どもに影響を及ぼす政策の調整、子ども戦略の企画およびフォローアップを担当する部署の設置の検討をする意向はある
2	<input type="checkbox"/> その部局は首長直轄の権限行使が可能か？	② 推進体制（首長直轄）	上記の担当部署は市町村長部局に位置づけがされているかが問われている。首長直轄に位置づけられることにより政策決定のスピードアップが図られるが、教育委員会との連携に留意することが求められる。	◎ 部局は首長直轄の権限行使が可能 ○ 部局は首長直轄の権限行使の検討を始めようとしている △ 部局は首長直轄の権限行使を検討する意向はある
3	<input type="checkbox"/> その部局には、子どもたちとの直接の意見交換の場が開かれ、その部局自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重されるようになっているか？	③ 推進体制（子どもたちとの直接の意見交換の場）	上記それぞれの担当部署において、子どもたちとの直接の意見交換の場が開かれ、子どもたちの意見を取り入れる機会や仕組みが保証されているかが問われている。例えば、市区町村においては、子どもとの意見交換会の場として、子ども議会や、まちづくりワークショップ等の場を設け、子どもたちの意見を市政に取り入れているか等が挙げられる。	◎ 部局では、子どもたちとの直接の意見を聴くことが保たれ、その部局自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重される ○ 部局では、子どもたちとの直接の意見を聴くことが保たれ、その部局自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重される仕組みが検討されている △ 部局では、子どもたちとの直接の意見を聴くことが保たれ、その部局自身の活動および自治体全体の行政活動全体にわたって子どもたちの意見が尊重される仕組みを検討する意向がある

## ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

	日本型CFCモデルチェックリスト	構成要素	チェック項目の解説	ルーブリック評価
構成要素5 影響評価 （子どもの権利に及ぼす実際・潜在的な負の影響の特定と評価）				
		構成要素5では、市区町村の施策実行に係るマネジメントプロセスの状況をチェックする。		
1	<input type="checkbox"/> 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続があるか？	①条例等立案時・実施過程の影響を考慮する手続	子どもの権利に何らかの影響を及ぼす条例等を立案時及びその実施過程において、特定集団の子どもたち（障がい・虐待・貧困家庭等の困難を抱えた子ども）を含む子どもたち全般に及ぼす影響が考慮されるための手続があるかが問われている。例えば、新たな施策を立案する過程において、ニーズ調査を行うなど子どもに及ぼす影響（メリット・デメリット）を調査・予測・評価する手続があるか等が挙げられる。	◎ 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続がある ○ 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続について検討を始めようとしている △ 新しい条例・規則・政策の立案時及び実施過程において、子どもたち全般および特定集団の子どもたちに及ぼす影響が考慮されるための手続について検討する意向はある
2	<input type="checkbox"/> 子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階で実施されているか？	②評価実施のタイミング（意思決定及ぼす早い段階）	条例・規則・政策などの立案の早い段階で、当該政策等が子どもに及ぼす影響項目を予測し、評価するプロセスがとられているかが問われている。例えば、市区町村においては事業やサービスを実施する前の計画段階で事前評価を設けているか等が挙げられる。	◎ 子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階で実施されている ○ 子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階での実施について検討を始めようとしている △ 子どもへの影響評価は、意思決定に影響を及ぼすのに十分なほど早い段階での実施について検討する意向はある
3	<input type="checkbox"/> 自治体による施策の実施が及ぼす子どもたちへ影響について、定期的に評価されているか？	③評価の頻度（定期的な評価）	計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握し、施策の実施状況について点検・評価する仕組みの有無が問われている。例えば市区町村においては、事業やサービスの中間評価や事後評価が設けられているか、評価に基づいて対策を実施する体制が整っており、PDCAが適切に回っているか等が挙げられる。	◎ 子どもの人権を尊重する条例がある ○ 子どもの人権を尊重する条例について検討を始めようとしている △ 子どもの人権を尊重する条例について検討する意向はある
4	<input type="checkbox"/> これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、不利な立場に置かれた集団や社会の隅に追いやられた集団を含むすべての子どもたちの状況が考慮されているか？	④評価の対象（すべての子ども）	計画における具体的施策の点検・評価する対象として、ひとり親家庭や貧困家庭、配慮が必要な子ども、外国籍の子どもなどすべての子どもが取り残されずに施策の対象として考慮されているかが問われている。	◎ これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮されている ○ これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮される仕組みについて検討を始めようとしている △ これらの事前・事後評価のプロセスにおいて、すべての子どもたちの状況が考慮される仕組みについて検討する意向はある
5	<input type="checkbox"/> これらのプロセスに子どもたちが参加しているか？	⑤評価の実施体制（子どもの参画）	具体的事業の評価にあたって、子どもの意見を聴取、反映されているかが問われている。例えば「若者が首長と語る会」や「首長への手紙」、「児童養護施設入所者へのヒアリング」など子どもと意見の交流を行う場を設けているか等が想定される。	◎ これらのプロセスに子どもたちが参加している ○ これらのプロセスに子どもたちが参加する仕組みについて検討を始めようとしている △ これらのプロセスに子どもたちが参加する仕組みについて検討する意向はある
6	<input type="checkbox"/> これに加えて、事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価は設けられているか？	⑥評価の実施体制（外部評価）	市区町村においては、庁内内部での子どもに係る施策・事業の行政評価を行うだけでなく、外部の有識者から改善点の有無などを点検する機会を設けているかが問われている。例えば、行政評価の客観性、透明性、信頼性を確保することを目的として外部評価委員会を設けているか等が挙げられる。	◎ 事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価は設けられている ○ 事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価を行なう仕組みについて検討を始めようとしている △ 事前・事後の子ども影響評価を行なう外部評価を行なう仕組みについて検討する意向はある

## ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

	日本型CFCモデルチェックリスト	構成要素	チェック項目の解説	ルーブリック評価
構成要素6 予算配分のチェック				
構成要素6では、市区町村において、子ども施策に関する予算についてわかりやすく伝えているかチェックする。				
1	□ 地方自治体は、資源配分が自治体レベルで行なわれているサービスについて、自分の自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価することができるか？	① 資源配分の公正性評価ができる	市区町村においては、子どもに関係する施策や事業における資源が公正に配分されているかが問われている。具体的には、資源の適正配分に向けて、議会で事業内容や予算配分について、しっかりと議論が尽くされ、議会の承認を得ているか等が挙げられる。	◎ 自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価することができる ○ 自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価の仕組みについて検討を始めるようとしている △ 自治体の子どもたちに資源が公正に配分されているかどうかを評価の仕組みについて検討する意向はある
2	□ 自治体予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている割合を明らかにできるような十分な分析の対象とされているか？	② 自治体予算の個別支出項目が分析できる	子どもに関する施策を所管する課だけでなく、他の部局も含めて、子どもたちのために使われている予算を明らかにする仕組みの有無が問われている。具体的には、市区町村においては、予算全体における子どもたちのために使われる予算の構成割合が算出できるか、子どもたちのために使われる予算の個別支出項目を積み上げる仕組みが設けられているか等が挙げられる。	◎ 自治体予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている割合を明らかにできるような十分な分析が行われている ○ 自治体予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている割合を明らかにできるような十分な分析する仕組みについて検討を始めるようとしている △ 自治体予算全般および個別の支出項目は子どもたちのために使われている割合を明らかにできるような十分な分析する仕組みについて検討する意向はある
3	□ 地方自治体の予算策定プロセスや予算の用途について子どもたちに十分な説明がされているか？	③ 策定プロセスと用途の説明	市区町村においては、予算編成から議会承認までのプロセスを子どもたちに十分に説明しているかが問われている。例えば、予算がどのように編成され、どのような使い方がされるのか等を、子ども向け広報や学校教育の現場等で説明しているか等が挙げられる。	◎ 地方自治体の予算策定プロセスは透明で予算の用途について子どもたちにも十分な説明がされている ○ 地方自治体の予算策定プロセスは透明で予算の用途について子どもたちにも十分に説明する方法について検討を始めるようとしている △ 地方自治体の予算策定プロセスは透明で予算の用途について子どもたちにも十分に説明する方法について検討する意向はある
4	□ 地方行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り向けられているかを示す「子ども向けの予算」が作成・広められているか？	④ 子ども向け予算の作成	市区町村においては、子どもに関係する事業だけを抽出した子ども向け予算の作成、または全予算に占める子ども向け予算の割合を作成、周知しているかが問われている。	◎ 地方行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り向けられているかを示す「子ども向けの予算」が作成・広められている ○ 地方行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り向けられているかを示す「子ども向けの予算」について検討を始めるようとしている △ 地方行政において子どもたちにどのぐらいの資源が振り向けられているかを示す「子ども向けの予算」について検討する意向はある

## ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

	日本型CFCモデルチェックリスト	構成要素	チェック項目の解説	ルーブリック評価
構成要素7 モニタリングのチェック 構成要素7では、市区町村が子ども施策に対する現状を把握し、次の計画に反映しているかをチェックする。				
1	□子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、自治体で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集されているか？	①統計情報の収集	市区町村においては、子どもの人口等に関する基礎的な統計の他、子どもに関する社会資源の状況、貧困や配慮が必要な子どもの状況、保護者・子どもへの満足度調査等を網羅的かつ継続的に把握していることが求められていると考える。	◎子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、自治体で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集されている ○子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、自治体で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集する仕組みについて検討を始めている △子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度を判断するため、自治体で暮らす子どもたちについての十分な統計的その他の情報が収集する仕組みについて検討する意向はある
2	□「自治体子ども報告書」が存在するか？	②「自治体子ども報告書」の有無	市区町村においては、子どもにやさしいまちづくりの進捗度を把握する報告書の存在が問われている。例えば、子どもの生活に関する実態調査報告書や子どもの権利に関する実態・意識調査報告書が作成されているか等が挙げられる。	◎「自治体子ども報告書」が存在する ○「自治体子ども報告書」について検討を始めている △「自治体子ども報告書」について検討する意向はある
3	□子ども報告書が存在するならば―― - 出生時から18歳までの子どもに関する統計データが収集・公表されているか？ - 特定の配慮や支援を要する子どもたちに対し、十分な情報が提供されているか？ - 子ども報告書は、以下の人々にとってアクセスしやすい形で公表・普及されているか？ 主要な政策立案者 子どもたちそして子どもとともに／子どものために働いている人々 - 子ども報告書では、利用可能な統計・情報の欠缺（欠けている所）が明らかにされているか？ - 子ども報告書は、政策立案の参考にするために効果的に活用されているか？	③「自治体子ども報告書」の活用状況	上記子ども報告書において、子どもの実態把握だけでなく、客観的な統計データ等が記載され、政策立案する上での根拠がしっかりとまとめられたうえで、子どもに関する施策が盛り込まれているかが求められている。 ※下記の項目は、子ども報告書のとりまとめや活用における留意事項である。 ・出生時から18歳までの子どもに関する統計データが収集・公表されている ・特定の配慮や支援を要する子どもでも理解ができる内容である（ユニバーサルデザインへの配慮） ・有識者や子どもに関わる団体等の意見が踏まえられている ・定期的な外部評価/見直しがされている ・政策立案の参考にするために効果的に活用されている ・一般に広くHP等で公開・普及されている	◎出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公表、特別なニーズのある子どもたちに対し十分な情報が提供、子どもや子どものために働く人々への情報提供、不足情報の公表、政策立案への活用ができています ○出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公表、特別なニーズのある子どもたちに対し十分な情報が提供、子どもや子どものために働く人々への情報提供、不足情報の公表、政策立案への活用のうち、半分に着手している △出生時から18歳までの子どもに関する統計データの収集・公表、特別なニーズのある子どもたちに対し十分な情報が提供、子どもや子どものために働く人々への情報提供、不足情報の公表、政策立案への活用のうち、ひとつは着手している

## ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

	日本型CFCモデルチェックリスト	構成要素	チェック項目の解説	ルーブリック評価
構成要素8 子どもの人権の広報活動のチェック				
		構成要素8では、市区町村の子どもの人権に関する認識の定着に向けた戦略的な取組についてチェックする。		
1	□自治体では、子どもやおとなの間で子どもの人権についての知識と尊重を確保するための戦略が策定されているか？	①知識と尊重を確保するための戦略策定	市区町村においては、総合計画や人権施策基本指針などの個別計画において、子どもの権利を推進する施策が位置づけられており、かつ市民への啓発活動がなされているかが問われている。例えば、子どものいじめ防止等の施策が、子どもだけでなく、広く市民にも普及されているか等が挙げられる。	◎戦略が策定されている ○戦略の策定の検討を始めようとしている △戦略の策定をする意向はある
2	□自治体の管理職を含む主要な職員は子どもの人権に関する研修を受けているか？「子どもに関する部局」以外も「こども主体目線」についての理解が深まっているか？	②管理職を含む主要な職員の研修と他部署の理解	市区町村の首長や部長級、課長級等の管理職が子どもにやさしいまちづくりに関する研修を受けているかが問われている。また、子どもに関する部局だけでなく、全庁的に子どもにやさしいまちづくりに関する研修機会を設けているか、子どもの人権に配慮した運営が行われているかが求められていると考える。	◎「こども主体目線」についての理解が深まっている ○「こども主体目線」についての検討を始めようとしている △「こども主体目線」についての検討をす意向はある
3	□人権および子どもの権利条約についての教育は、学校のカリキュラムに組み込まれているか？	③学校のカリキュラム	市区町村においては、学校の指導カリキュラムの中に人権および子どもの権利条約に関して学ぶ機会が組み込まれているかが問われている。例えば、各学校で作成する教育課程の中に、命が守られること、子どもの持っているあらゆる力を伸ばして成長できること、暴力や搾取から守られること、自由に自分の意見を表しその意見が考慮されること等が盛り込まれているかが挙げられる。	◎学校のカリキュラムに組み込まれている ○学校のカリキュラムに組み込まれることについて検討を始めようとしている △学校のカリキュラムに組み込まれることについて検討する意向はある
4	□子どもとともに/子どものために働く者を対象とした初任時・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進が含まれているか？	④初任時・現職者研修	公立の小中高の教職員や保育園、幼稚園、認定こども園等で、子どもとともに/子どものために働く者を対象とした人権教育・研修の有無が問われている。市区町村においては、人権感覚をもち、指導力や多様な課題に的確に対応できるようになるための研修が継続的に行われているかが求められていると考える。	◎初任時・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進が含まれている ○初任時・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進について検討を始めようとしている △初任時・現職者研修に、子どもの人権に関する教育と子どもの人権の促進について検討する意向はある
5	□おとなや子どもの間で子どもの権利がどの程度知られているかについて、定期的な評価は行なわれているか？	⑤認知度の定期的評価	市区町村においては、子どもの権利に関する意識調査や人権に関する市民意識調査等を通じて、子どもの権利や当該市区町村の取り組みに関する認知度を把握しているかが問われている。	◎自治体のおとなや子どもの間で定期艇に評価することができる ○自治体のおとなや子どもの間で定期艇に評価する仕組みについて検討を始めようとしている △自治体のおとなや子どもの間で定期艇に評価する仕組みについて検討する意向はある



## ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

	日本型CFCモデルチェックリスト	構成要素	チェック項目の解説	ルーブリック評価
構成要素9 独立支援組織設置のチェック				
		構成要素9では、市区町村が、子どもの権利を実現する児童・青少年の活動団体の設置を支援しているかをチェックする。		
1	□ 地方自治体は、幅広く適切な範囲のNPO、企業等とのパートナーシップを発展させてきたか？	① パートナーシップの発展	子どもへの支援を行うNPO（保育・託児所支援、障がい児支援、教育支援）等や当該市区町村の企業との連携体制を構築、発展させてきたかが問われている。子どもにやさしいまちづくりに向けて、行政だけでなく地域全体で連携をしているかが求められている。具体的にはパートナーシップを構築してきたNPOや企業をリストアップできるか、企業との包括連携協定を締結しているか等が挙げられる。	◎ 地方自治体は、幅広く適切な範囲のNPO、企業等とのパートナーシップを発展させてきた ○ 地方自治体は、幅広く適切な範囲のNPO、企業等とのパートナーシップについて検討を始めようとしている △ 地方自治体は、幅広く適切な範囲のNPO、企業等とのパートナーシップについて検討する意向はある
2	□ NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会が与えられているか？	② NPOとの関係	市区町村は、NPOに対して対等であることを前提とした協働関係の形成が求められており、NPOが活動しやすい環境の整備や、補助事業の実施、子どもに関する計画の策定委員会等への参画等が挙げられる。	◎ NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会が与えられている ○ NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会について検討を始めようとしている △ NPO等には、管理的ではない適切な支援と、意思決定に影響を及ぼせるような機会について検討する意向はある
3	□ 子ども・若者主導のNPO等が奨励支援されているか？	③ 子ども・若者主導のNPO等が奨励支援	ユニセフでは、子どもを18歳未満、若者を25歳未満と定義しており、「子ども・若者主導のNPO」とは、子ども・若者の意見が尊重された団体のことを指すと考える。具体的には、市区町村において、「子どもの意思決定を否定しない」、「子どもたちが決めた意見を活動に反映させている」NPO等に対して、場の提供や金銭的な支援をしているかが問われている。	◎ 子ども・若者主導のNPO等が奨励支援されている ○ 子ども・若者主導のNPO等が奨励支援方法について検討を始めようとしている △ 子ども・若者主導のNPO等が奨励支援方法について検討する意向はある
4	□ 地方自治体は、子どものための自律的な人権機関—子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー—を設置し、またはその設置を働きかけてきたか？	④ 自律的な人権機関の設置	市区町村においては、子どもの権利擁護機関、子どもオンブズパーソンなど子どもの権利の救済や擁護、支援のための公的第三者機関の設置、設置の働きかけを行ってきたかが問われている。	◎ 地方自治体は、子どものための自律的な人権機関—子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー—を設置し、またはその設置を働きかけてきた ○ 地方自治体は、子どものための自律的な人権機関—子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー—を設置の検討を始めようとしている △ 地方自治体は、子どものための自律的な人権機関—子どもオンブズマンや子どもの権利コミッショナー—を設置の意向はある

## ユニセフ「日本型子どもにやさしいまち（CFC）モデル構成要素10項目及びチェックリスト」

	日本型CFCモデルチェックリスト	構成要素	チェック項目の解説	ルーブリック評価
構成要素 1 0 ニセコ町にとって特有の項目「SDGsニセコ町」子どもが住み続けられるまちづくり～環境と経済と社会について、子ども向けの施策は反映されているか～				
		構成要素 1 0は各市区町村で独自に設定することができる		
1	<input type="checkbox"/> 環境（省エネ・再エネ導入促進、資源循環の継続・拡大）施策に、子どもが住み続けられる取り組み（事業）が反映されているか。 -ニセコ町SDGs推進の具体的施策 環境配慮型個別集合住宅建設促進、地域資源を活用した地域熱供給導入、環境配慮型象徴的新庁舎の建設など-			◎子ども向けの施策の成果がある。 ○一定程度の子ども向けの取り組みが盛り込まれている。 △今後、子ども向け事業等に取り組む意向がある。
2	<input type="checkbox"/> 経済（地域内経済循環）施策に、子どもが住み続けられる取り組み（事業）が反映されているか。 -ニセコ町SDGs推進の具体的施策 観光目的税の導入検討実施、創業支援企業進出支援など-			◎子ども向けの施策の成果がある。 ○一定程度の子ども向けの取り組みが盛り込まれている。 △今後、子ども向け事業等に取り組む意向がある。
3	<input type="checkbox"/> 社会（安心して住み続けられる地域コミュニティの形成）施策に、子どもが住み続けられる取り組み（事業）が反映されているか。 -ニセコ町SDGs推進の具体的施策 民間資金活用集合住宅等促進条例、交通体系の最適化による生活の質の向上、情報共有と住民参加のまちづくり継続ほか-			◎子ども向けの施策の成果がある。 ○一定程度の子ども向けの取り組みが盛り込まれている。 △今後、子ども向け事業等に取り組む意向がある。
4	<input type="checkbox"/> 町内観光民間施設において、子どもにやさしい施設（ハード）や・事業（ソフト）の整備が普及されているか。			◎子どもにやさしい施設（ハード）・事業（ソフト）両方で整備されている。 ○子どもにやさしい施設（ハード）・事業（ソフト）どちらかで整備されている。 △今後、子ども向けの対応に取り組む意向がある。